

(平成25年7月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年9月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和38年9月から39年3月まで

私は、町内会の役員からの勧めで、夫婦一緒に国民年金に加入し、申立期間①及び②の国民年金保険料は、自宅に来たその町内会の役員に定期的に納付した。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、当該期間は7か月と短期間であり、申立人夫婦共に当該期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、当該期間後には未納期間が無いなど、申立人夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、夫婦一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料は、自宅に来た町内会の役員に定期的に納付したとしているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、夫婦連番で昭和39年1月頃払い出されたと推認され、申立期間②の保険料は現年度納付が可能であるなど、申立人が、当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は、前記1と同様に定期的に国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前記1のとおり、昭和39年1月頃払い出されたと推認され、その時点からすると、申立期間①のうち36年4月から同年9月までの期間は時

効により保険料を納付できない期間であり、同年10月から38年3月までの期間は遡って保険料を納付できる期間であるが、申立人は、「毎月の保険料を定期的に納付するのが精一杯で、遡って保険料を納付した記憶は無い。」と申述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年9月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年9月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和38年9月から39年3月まで

私は、町内会の役員からの勧めで、夫婦一緒に国民年金に加入し、申立期間①及び②の国民年金保険料は、自宅に来たその町内会の役員に定期的に納付した。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、当該期間は7か月と短期間であり、申立人夫婦共に当該期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、当該期間後には未納期間が無いなど、申立人夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、夫婦一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料は、自宅に来た町内会の役員に定期的に納付したとしているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、夫婦連番で昭和39年1月頃払い出されたと推認され、申立期間②の保険料は現年度納付が可能であるなど、申立人が、当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は、前記1と同様に定期的に国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前記1のとおり、昭和39年1月頃払い出されたと推認され、その時点からすると、申立期間①のうち36年4月から同年9月までの期間は時

効により保険料を納付できない期間であり、同年10月から38年3月までの期間は遡って保険料を納付できる期間であるが、申立人は、「毎月の保険料を定期的に納付するのが精一杯で、遡って保険料を納付した記憶は無い。」と申述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年9月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東（埼玉）国民年金 事案 5166

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 12 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月から 59 年 3 月まで

私が 20 歳になった頃、父が私の国民年金の加入手続を行ったと思う。申立期間の国民年金保険料は、母が納税組合の組合長に母と私の二人分を一緒に納付したはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その母親が納税組合の組合長に、母親と申立人の二人分を一緒に納付したはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 59 年 4 月頃に払い出されたと推認され、この頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられるところ、その時点において、申立期間は現年度納付が可能な期間である。

また、申立人は申立期間を除いて国民年金保険料の未納は無い上、申立期間は 4 か月と短期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の母親の申立期間の保険料は、納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7612

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における標準賞与額の記録を42万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 2 月
② 平成 19 年 12 月 10 日
③ 平成 20 年 2 月

申立期間①から③までについて、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、記録に反映されていないため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、B銀行C支店から提供された申立人に係る取引明細表により、申立人が当該期間において賞与の支給を受けていたと推認できる。

また、複数の同僚は、所持する賞与明細書により、申立期間②において、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる上、D市から提供された申立人のA社に係る平成19年分の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び

申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②における標準賞与額については、上記の銀行取引明細表及び給与支払報告書により推認できる厚生年金保険料控除額から、42万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①及び③については、銀行取引明細表において、賞与が支給されたことが推認できない上、D市から提供された、申立人のA社に係る平成19年、20年分の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額、標準賞与額及び申立期間②において推認した標準賞与額に基づく社会保険料控除額の合計額とおおむね一致する。

このほか、申立人の申立期間①及び③に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

関東（栃木）厚生年金 事案 7613

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成12年1月から同年12月までは26万円、13年1月から同年9月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月1日から13年10月1日まで
A社における厚生年金保険の標準報酬月額が、平成12年1月1日から13年10月1日までの期間について大幅に減額されている。給料が極端に下がった覚えは無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成12年1月1日から13年1月1日までの期間については、B市から提供された平成13年度分（12年所得分）の住民税に係る課税資料及びA社における給与振込口座の取引明細表により、標準報酬月額26万円に相当する報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間のうち、平成13年1月1日から同年10月1日までの期間については、上記B市から提供された平成14年度分（13年所得分）の住民税に係る課税資料及び当該事業所における給与振込口座の取引明細表により、標準報酬月額41万円に相当する報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、申立人の課税資料等において推

認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該課税資料等において推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7614

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月31日から同年11月1日まで
年金事務所から、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者になっていないと言われた。
しかし、申立期間に関連会社への異動があったが継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び申立期間当時の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社及びそのグループ会社に継続して勤務し（同社からB社（現在は、C社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、事業主が当時の取扱いでは異動日は月の初日であったと思われると回答している上、申立人と同時期にA社からB社に異動した記録が認められる者の雇用保険の被保険者記録によると、昭和43年10月31日にA社を離職していることが確認できることから、申立人の異動日は同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における事業所別被保険者名簿の昭和43年9月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7615

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月31日から同年11月1日まで
年金事務所から、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者になっていないと言われた。
しかし、申立期間に関連会社への異動があったが継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び申立期間当時の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社及びそのグループ会社に継続して勤務し（同社からB社（現在は、C社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、事業主が当時の取扱いでは異動日は月の初日であったと思われると回答している上、申立人と同時期にA社からB社に異動した記録が認められる者の雇用保険の被保険者記録によると、昭和43年10月31日にA社を離職していることが確認できることから、申立人の異動日は同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における事業所別被保険者名簿の昭和43年9月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（茨城）厚生年金 事案 7616

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月31日から同年11月1日まで
年金事務所から、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者になっていないと言われた。
しかし、申立期間に関連会社への異動があったが継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び申立期間当時の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社及びそのグループ会社に継続して勤務し（同社からB社（現在は、C社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、事業主が当時の取扱いでは異動日は月の初日であったと思われると回答している上、申立人と同時期にA社からB社に異動した記録が認められる者の雇用保険の被保険者記録によると、昭和43年10月31日にA社を離職していることが確認できることから、申立人の異動日は同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における事業所別被保険者名簿の昭和43年9月の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（群馬）厚生年金 事案 7619

第1 委員会の結論

申立期間④について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間④の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月30日から同年5月1日まで
② 昭和39年1月12日から同年2月1日まで
③ 昭和40年4月28日から同年5月1日まで
④ 昭和40年8月31日から同年9月1日まで
⑤ 昭和40年12月27日から41年1月5日まで

私は、昭和36年2月1日から44年10月5日までA社に船員として継続して勤務していた。同社では、船に乗り組む時は船員保険に、乗り組まないときには厚生年金保険に加入することになっていたが、その保険の切替えに際して、被保険者期間が途切れているところがある。

申立期間に係る船員手帳を提出するので、申立期間について厚生年金保険又は船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④について、給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、A社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、前記給与明細書に記載されている報酬月額から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①、②、③及び⑤について、雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該複数の同僚が「A社では、乗船時は船員保険に加入し、陸上勤務の際は厚生年金保険に加入していた。」と述べているところ、同僚の一人は、「同社では、船員保険から厚生年金保険に切り替えた際、一週間ぐらいの空白があった。」と述べている。

また、A社を継承したとするB社では、「申立期間①、②、③及び⑤の人事記録及び賃金台帳等は保存していない。」と回答しており、当該期間に係る厚生年金保険料又は船員保険料の控除が確認できない。

さらに、申立期間②及び⑤については、申立人の給与明細書において、当該期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、昭和40年8月11日から同年12月20日までの期間に係るC乗船時給与の立替金徴収明細において、当該期間の船員保険料の控除月数が3か月と記載されており、C乗船時に船員保険の被保険者となっていた期間と一致することから、申立期間⑤については、厚生年金保険料、船員保険料のいずれの保険料も控除されていないことが確認できる。

加えて、申立期間①及び③については、当該期間の厚生年金保険料又は船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び⑤に係る厚生年金保険料又は船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険又は船員保険の被保険者として、申立期間①、②、③及び⑤の期間に係る厚生年金保険料又は船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（栃木）厚生年金 事案 7620

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和32年5月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年5月2日まで
厚生労働省の記録によると、A社B部における資格喪失日が昭和32年4月1日になっており、次のA社における資格取得日が同年5月2日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。昭和32年頃は工場が移転した時期と思うが、継続して勤務していたので申立期間を厚生年金の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、C社から提出された申立人に係る勤務形態等に関する回答、退職者一覧台帳及び同時期にA社B部（所在地：D市）から同社（所在地：E市）に異動した同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間も同社B部に継続して勤務し（同社B部から同社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C社は、資料が無いため不明である旨の回答をしているが、申立人は、「D市から、E市に工場が移転する際に、多くの職員と共に異動した。」と供述しているところ、申立人が異動後に勤務したA社は、昭和32年5月2日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、同日を異動日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B部に係る健

康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 32 年 3 月の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同日に A 社 B 部（D 市）から同社（E 市）に異動した同僚十数名に同様な被保険者期間の欠落が見られることから、事業主の届出誤りが推測され、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①から⑥までの標準賞与額に係る記録を平成16年7月28日、同年12月21日及び17年8月10日はそれぞれ17万5,000円、同年12月22日は22万円、18年7月21日は17万8,000円、同年12月20日は22万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月28日
② 平成16年12月21日
③ 平成17年8月10日
④ 平成17年12月22日
⑤ 平成18年7月21日
⑥ 平成18年12月20日

申立期間について、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたがその記録が無い。申立期間について年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写し及びA社が作成した賞与変動項目一覧表から、申立人は、申立期間①から⑥までにおいて同社から賞与を支給され、その賞与額に見合う厚生年金保険料額を控除されていることが確認できる。

また、申立期間①から⑥までの標準賞与額については、上記の預金通帳の写し及び賞与変動項目一覧表において確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①から③まではそれぞれ17万5,000円、申立期間④は

22 万円、申立期間⑤は 17 万 8,000 円、申立期間⑥は 22 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る賞与支払届を提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間①から⑥までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）国民年金 事案 5162

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から46年3月まで

私は、大学生であった昭和43年*月に20歳になり、両親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。この当時、私の姉も国民年金に加入しており、姉の国民年金の加入記録は保険料納付済みとなっている。私だけが、申立期間当時、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学生であった昭和43年*月に20歳になり、両親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと申述しているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとされるその両親は、既に他界しており証言を得られず、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和46年12月頃に払い出されたと推認され、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）では申立人の被保険者資格取得日として同年4月1日に強制加入と記録されていること、当時は、大学生は任意加入であったことから、申立期間は未加入期間と推認され、制度上、保険料を納付できなかった期間であると考えられる上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5163

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から46年3月まで

私は、20歳になった昭和41年*月に自宅に集金人が来たので、国民年金の加入手続及び保険料納付を行い、国民年金手帳に判子を押してもらった記憶がある。A市に転入した以降の記録はきちんとしているが、その前の記録が無いのはおかしい。保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳になった昭和41年*月に自宅に集金人が来たので、国民年金の加入手続及び保険料納付を行い、国民年金手帳に判子を押してもらった記憶がある。」と申述しているが、申立人は国民年金の加入手続に関する記憶が明確でなく、当時の状況が不明である。

また、申立人が現在所持している国民年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、B県A市において夫婦連番で、昭和46年12月頃に払い出されたと推認され、その時点では申立期間のうち、41年1月から44年9月までの保険料は時効により納付することができない期間である。

さらに、申立期間のうち昭和44年10月から46年3月までの保険料については過年度納付できる期間であるが、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いと申述しており、当委員会においてオンライン記録の氏名検索、国民年金手帳記号番号払出検索により調査したところ、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立期間は、63か月と長期間である上、申立人の居住地はC区とD県E市の二つの行政機関にまたがっており、これら二つの行政機関

において、国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5167

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 1 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から同年 8 月まで
申立期間の国民年金保険料が未納となっているが、私の父が昭和 44 年 1 月頃、場所は不明だが私の国民年金の加入手続を行い、地元の A 納税組合に保険料を納付していたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 1 月頃に、その父が申立人の国民年金加入手続を行い、地元の A 納税組合に国民年金保険料を納付していたとしているが、その父は既に亡くなっており証言を得られず、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 44 年 9 月頃に払い出されたと推認され、B 市の被保険者名簿の印紙検認票欄の同年 1 月から同年 8 月までの欄に「納入拒否」と記載されていることが確認できることから、当時、申立人の加入手続を行ったとするその父は、申立人の申立期間の保険料を納付しなかったものと考えられる。

さらに、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5168（埼玉国民年金事案 3028 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月から 62 年 3 月まで

私は、会社を退社した昭和 57 年 12 月頃に A 市（現在は、B 市）役所 C 支所で国民年金の加入手続をした。当時は、D 銀行へ積立貯金をしていたため、その満期金で夫婦共に毎年 1 年分を前納していたはずである。新たな資料は無いが、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、再度審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人及びその夫は、国民年金の加入手続をした時期及び保険料額に関する記憶が明確ではないこと、申立人は、昭和 62 年 3 月頃に国民年金の加入手続をしたと推認でき、その時点では申立期間の過半は時効により納付することはできないこと、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらないことなどから、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 22 年 4 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料は無いものの、年金記録確認埼玉地方第三者委員会の判断の理由に納得できないとして申し立てているが、申立人から年金記録の訂正につながる新たな資料及び事情が得られず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から3年7月までの期間、8年1月から同年3月までの期間及び同年6月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年6月から3年7月まで
② 平成8年1月から同年3月まで
③ 平成8年6月から9年3月まで

申立期間①について、私は、会社を辞めた昭和 63 年頃にA市（現在は、B市）役所にて、私が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。その後、妻とは平成元年頃に別居したので、納付書を自宅に取りに行き、自分の保険料を金融機関で納付していた。

申立期間②について、私は、平成元年に自分の会社を興し、6年頃からは現金支給の毎月の給与から国民年金保険料を引き、経理担当者か私がC信用金庫D支店の私の口座に入金し、同支店で口座振替にて納付していた。

また、申立期間③については、自分で金融機関にて保険料を納付した。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「会社を辞めた昭和 63 年頃にA市役所にて、私が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。」としているところ、申立人の国民年金手帳記号番号（*）は、その前後の被保険者の資格取得時期から、同年8月頃に払い出されており、申立人と連番のその元妻 a の申立期間①の国民年金保険料は納付済みとなっている。しかしながら、申立人は「妻とは平成元年頃に別居したので、納付書を自宅に取りに行き、自分の保険料を金融機

関で納付していた。」としており、申立人がその当時、申立人の元妻 a の保険料と併せて自身の保険料を納付していた状況はうかがえない上、申立人の当該手帳記号番号に係るオンライン記録によれば、「被保険者区分 不在者」及び「不在決定年月 平成 2.5」の記録があり、不在決定時点以降の時期において、納付書は発行されなかったと推認されることから納付状況は不明である。

また、申立人には、前述の国民年金手帳記号番号以外に別の手帳記号番号（*）が払い出されているところ、当該手帳記号番号は、その前後の被保険者の資格取得時期から、平成 5 年 9 月頃に払い出されたと推認され、同年 9 月 30 日に 3 年 8 月に遡って保険料を納付していることが申立人のオンライン記録より確認できることから、その時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間である。

2 申立期間②について、申立人は「自分の会社の給与から国民年金保険料を引いて、当時経理担当者であった元妻 b か私が、私の C 信用金庫 D 支店の口座に入金し、口座振替にて保険料を納付した。」としているところ、申立人の元妻 b は、「国民年金保険料については、（申立人から）依頼があったときに納付書により保険料を金融機関で納付した。その後、保険料を給与から控除していた記憶はあるが、納付書は会社には送付されておらず、あくまで依頼があったときのみ納付したと記憶しており、詳しいことは分からない。」とし、申立人の申述と相違するなど、納付状況が不明である。

3 申立期間③について、当初申立人は、申立期間②と同様に口座振替にて国民年金保険料を納付したとしていたが、その後保険料は自分で納付したと申述内容を変更しており、申立人の保険料納付に関する記憶は明確ではない。

また、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

4 申立期間①、②及び③について、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、当委員会において、オンラインの氏名検索により調査したが、申立人に上記 2 つの国民年金手

帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出された形跡及び別の基礎年金番号が付番された形跡は見当たらない。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（茨城）国民年金 事案 5170

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 11 月から 63 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月から 63 年 4 月まで

申立期間について、私は高校を卒業後、実家が自営業だったため、家業を手伝っていたが、外の世界を見たかったので、家業の手伝いをしながら、アルバイトをしていた。職場の人から 20 歳になったら国民年金に加入したほうがいいとの話を聞き、20 歳になった頃に A 市役所若しくは社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は毎月 4,000 円から 5,000 円ほどで、同市役所又は社会保険事務所の窓口で納付した。

申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、20 歳になった頃に A 市役所若しくは社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、月額 4,000 円から 5,000 円の国民年金保険料を毎月同市役所又は社会保険事務所で納付したとしている。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成元年 6 月頃払い出されたと推認され、資格取得日は同年 3 月 16 日であることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である。

また、申立人は申立期間において月額 4,000 円から 5,000 円の保険料を納付したとしているが、実際の保険料額とは相違しており、保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は申立期間を含め住所の移動がなく、同一人に別の国民年金手帳記号番号が払い出される可能性は低いと推測される上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年

金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 7617

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで
A社に昭和 39 年 2 月末日まで勤務し、翌月 1 日からB社に転職したので、申立期間についてA社における厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 39 年 2 月末日まで勤務したと主張している。しかしながら、申立期間当時の同僚 15 人に照会し回答を得た 9 人のうち、4 人の同僚は、申立人を記憶しているものの、申立期間に係る申立人の勤務実態について不明としている上、当時の事業主へ申立内容について照会したが回答は得られず、申立期間における申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除については不明である。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の資格喪失日は昭和 39 年 2 月 28 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 7618

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月頃から 55 年 2 月頃まで

厚生労働省の記録によると、昭和 52 年 1 月 13 日に A 社に係る厚生年金保険の資格を喪失した記録となっている。しかし、同社が更生会社として再スタートをしたのは、52 年 2 月頃だったと記憶しており、申立期間について 2 年か 3 年残務整理及び営業活動のため引き続き勤務し、その後失業保険をもらった記憶がある。給与等の勤務条件も更生会社になる前と同じで、厚生年金保険料も控除されていたはずである。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A 社が更生会社になった昭和 52 年 2 月頃から、再度同社に 2 年か 3 年は勤務していたと主張しているところ、同社が裁判所から更生手続開始決定を受けたのは、50 年 4 月であり、更生会社になった時期について、申立人の記憶と現実では約 2 年の差異が認められる。

また、申立人が記憶している元役員は、「私は、申立人が申立期間に勤務していた記憶が無い。」としており、昭和 52 年 3 月入社 of 二人の従業員も「入社した時に申立人は在籍していなかった。」としている。

さらに、A 社閉鎖時の役員は、「申立期間当時の書類は、保存期限経過のため破棄・焼却されている。資料は無いが、会社は、裁判所、管財人の厳格な管理下にあったので、社会保険事務所（当時）への届出は不備なく行われていた。」と回答している。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は無く、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事

実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7621

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 11 月 1 日から 50 年 5 月 21 日まで
厚生労働省の記録によれば、申立期間に係る標準報酬月額が 15 万円となっているが、A社に入社する際、社長とは 19 万円の給与で契約した。

納得できないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額は 15 万円ではなく 19 万円であると主張しているが、事業主及び申立人が社会保険手続担当であったとしている当時の同僚には連絡が取れない上、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、申立人に係る雇用保険の被保険者台帳全記録照会によれば、A社で資格取得する際に、賃金が 15 万円で届出されていることが確認できる。

さらに、A社の事業所別被保険者名簿によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、遡及訂正等の不合理な処理の痕跡は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7622

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月1日から31年5月1日まで
昭和29年10月から33年3月までA事業所において、Bの補助職員（C助手）として勤務しており、申立期間についても給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間についても、A事業所において、BのC助手として勤務していた。」と供述しているところ、申立人が所持する同事業所の「D名簿（昭和30年6月27日発行）」に申立人の名前が記載されていることから、同名簿の発行当時には、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A事業所は、「申立期間当時における補助職員の採用や社会保険事務は当事業所が行っていたものと考えられるが、当時の資料が無いため、申立人の正確な勤務実態や厚生年金保険料の控除については不明である。」と供述している上、当時の同僚3人に照会し、回答を得られた1人も「申立期間において、申立人と思われる職員が勤務していたことは記憶しているが、申立人の正確な勤務期間や給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除及び同事業所の社会保険事務の取扱いについては不明である。

また、申立人のA事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日と厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の資格取得日はいずれも昭和31年5月1日と記録されており、オンライン記録と一致し

ている。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（栃木）厚生年金 事案 7624

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月1日から42年8月1日まで

私は義理の兄の経営するA社（申立期間当時は、B社）に、昭和38年10月から平成8年11月まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が空白になっている。当該期間も一緒に勤務していた妻、弟及び妹の記録は継続しており、自分だけ欠落していることに納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間にB社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時は、申立期間前と異なり、同じ事業主が経営するC事業所の支配人としてB社と兼務をするようになった時期であると供述しているところ、オンライン記録では、C事業所は厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、A社の現在の事業主は、昭和48年以前の関係資料が無く申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の給与からの控除等については不明であると回答している。

さらに、申立期間当時の事業主である申立人の義理の兄及び同時期にB社に勤務していた申立人の妻は既に死亡しているため、当時の状況を聴取することができない。

加えて、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、同社において昭和39年5月1日に資格喪失し、42年8月1日に再度資格取得した記録となっており、当該記録は、オンライン記録と一致している。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集してきた関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。